

川村準は政務活動費（年間408万円）を受け取らず活動しています



無所属・無党派

さいたま市議会議員

川村 準

市議会レポート

じゅん

10月号

〒336-0017
南区南浦和1-27-11-107
携帯 090-1404-2151
junkawamura1923@gmail.com

政務活動費の成果書は見れず？ 自公民共が理由を述べず公開反対

政務活動費の領収書については、来年5月からネット公開が、私の請願の効果もあり決定しました。しかし、政務活動費の使用内容を記載した成果書は、未だ公開されないままです。そこで、私は公開を求め請願を提出しました。しかし、自公民共は理由を述べず、否決しました。

チェック体制なしの成果書

政務活動費の使用において、成果書の提出が義務付けられています。

会事務局に成果書を「見せます」。議会事務局に「提出する」わけではなくてです。

そこで、私は「政務活動費の成果書の保管を議会事務局が行う請願」の紹介議員になりました。

成果書の保管を議会事務局が行い公開を義務づければ、議会事務局は公平に成果書を公開する義務が生じます。

私は、今現在、私は沢田、しかし、この請願が生じます。

つまり、この成果書を保有するのは議員本人なのです。

そして、市職員で構成されている議会事務局が、予算審議

など強い権限を持つ議員に対して、成果書の問題点を指摘し、厳しい審査を行うことは事実上、不可能です。

仮に一般市民がチェックするにしても、成果書は議員本人大しか持つておらず、各々の議員に頼むしかありません。

活動費の不正受給疑惑で住民訴訟をしています。

成果書の公開を拒む理由として考えられるのは、この他にも市民の目には触れさせられない政務活動費の不正受給がある可能性が濃厚です。

つまり、成果書を見られるかどうかは、各々の議員の良心に委ねることになるのです。

これでは責任ある

チェック体制とはい

えません。

チエック体制とはい

えません。

チエック体制とはい